参考資料１

2003 年 9 月 6 日　参議院議員谷博之

民主党「外来生物種規制法案」のイメージ図

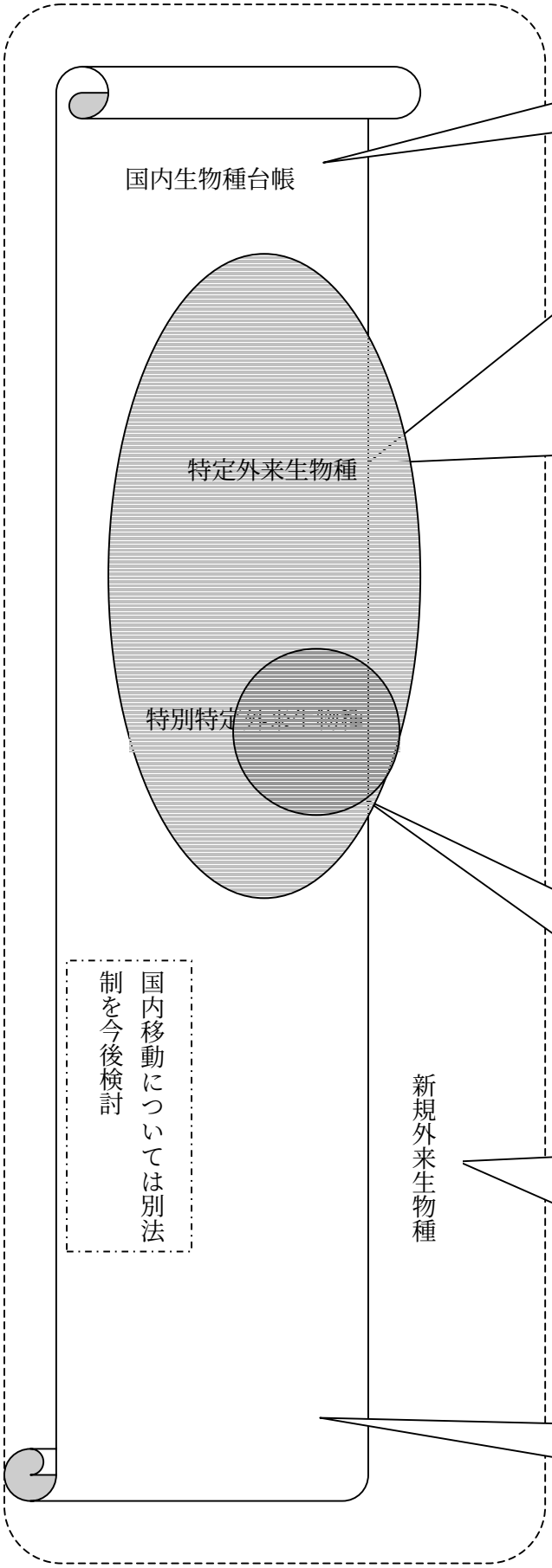

・環境省が現存、過去の存在を確認したものを公表（在来種・外来種含む）

・まん延により生物多様性に支障を及ぼしている／おそれがあるもの
・学識経験者の意見を聞いて省令でリスト
・相当数のエキゾチックアニマルが該当。
・環境や科学的知見の変化で適時に見直し。
・亜種・変種を含む
・輸入は適正管理を条件に許可制
・みだりな放逐の禁止（罰則有り）
・輸入・販売業者の届け出と年次報告義務
・都道府県が調査、防除計画を策定できる
・環境大臣が指示すれば知事は策定義務
・種の特性に応じ個体識別など個別の管理指針策定（国内不在種も）と遵守を義務づけ
・遵守しない場合、環境大臣が勧告と命令
・国は非意図的導入の防止措置を講じ、国民は協力に努める

・特定外来生物種中、管理が著しく困難で、生物多様性に重大な支障を及ぼす／おそれがある種を省令でリスト。
・展示・研究以外輸入禁止

・環境省が国内で確認していない生物種のうち、特定外来生物種に指定されていない種
・輸入は許可制。輸入者に基本的な環境リスク評価を義務づけ
・国が学識経験者の意見を聞いて、その内容を審査、おそれがあれば不許可

・家畜・家禽、犬猫などの飼い慣らされたペット、食用の海洋魚、相当数の園芸植物など、輸入に許可不要。業の届け出も不要。